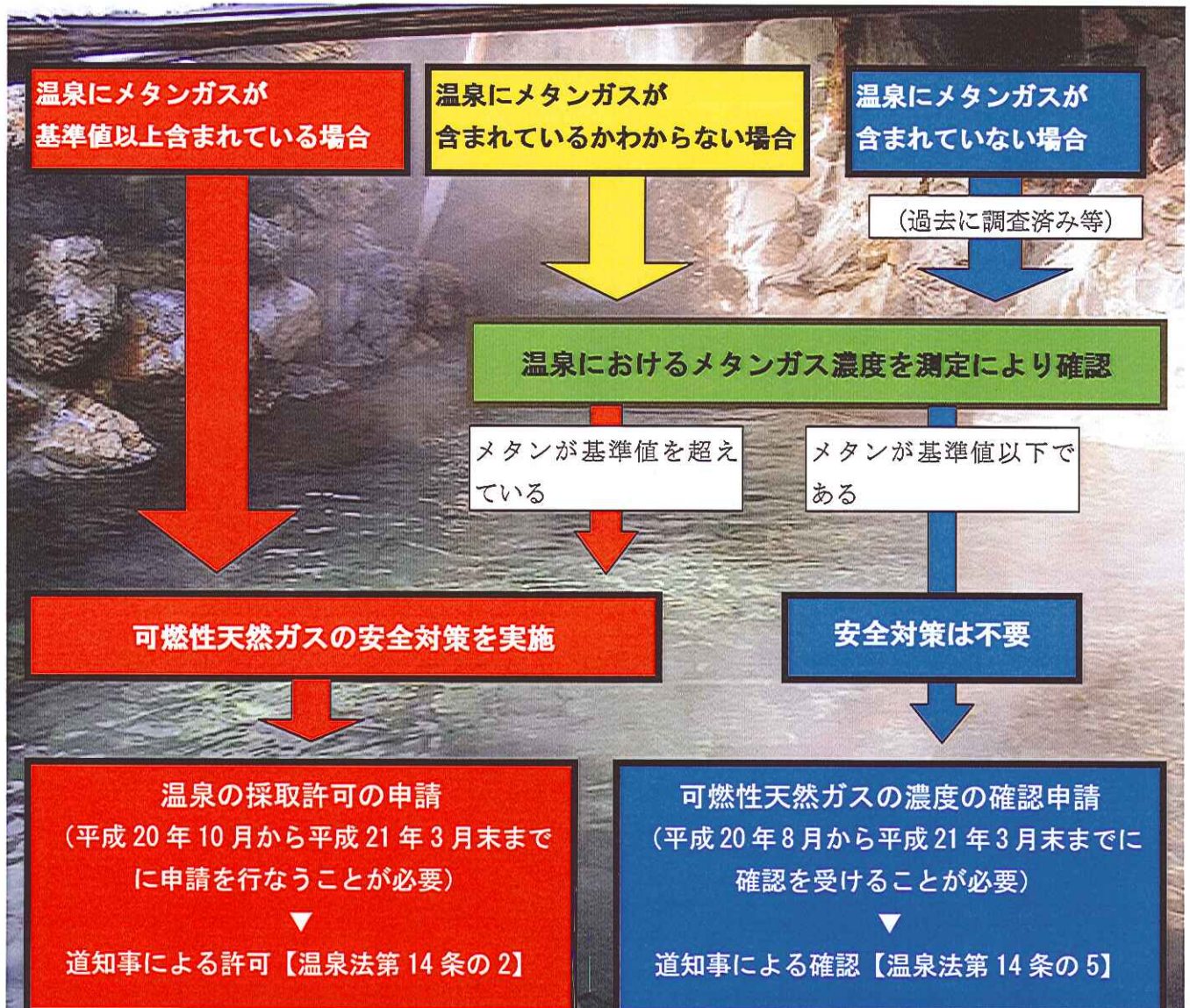


温泉ガス分析のご案内

一 温泉におけるメタンガス濃度の測定が必要になります 一

平成19年6月、東京都の温泉施設で起きた爆発事故等を受け、温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害防止対策の実施が義務付けになりました。**温泉をくみ上げる全ての事業者は、メタンガス濃度を測定し、新たに許可の申請または確認申請が必要**になります。

許可申請の手続きまたは確認については、**平成21年3月末まで**に終えている必要があります。



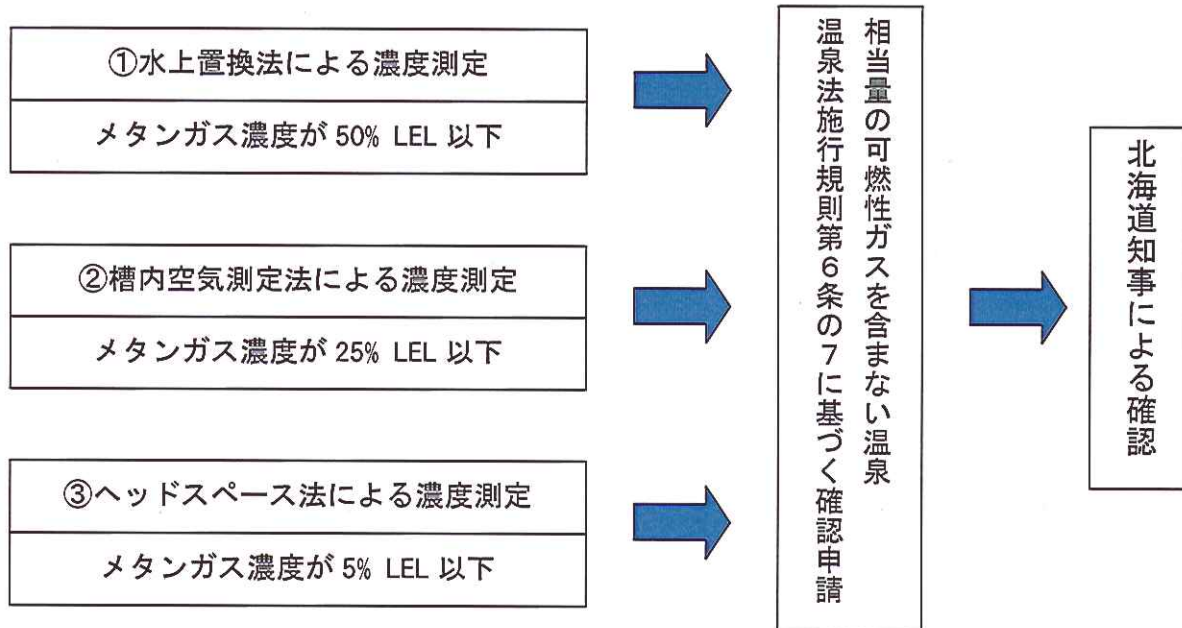
◎メタンガス濃度の確認方法について

携帯型可燃性ガス検知器（JIS M 7653 に準拠したもの）を用いてメタンガス濃度を測定しますが、測定者は温泉法施行規則 6 条の 2 に定められた登録分析機関、環境分析等の計量証明事業者、関係行政機関等である必要があります、**温泉採取事業者自ら測定を行うことはできません。**

また、登録分析機関等であっても環境省や都道府県等で開催した**確認手法の講習を修了している必要があります。**

1. 施行規則第 6 条の 6 第 1 項（災害防止のための措置を必要としない基準）に係る測定調査

- 1) 原則として①の測定を行うが、施設や設備の状況により①の測定ができない場合には②又は③の測定を行う。



※ %LEL とは爆発下限界（着火源がある場合にガスが燃焼・爆発を起こす最低濃度）に対する割合を百分率で表したものをいいます。メタンの爆発下限界は 5%なので、メタンの濃度が 2.5%のときは 50%LEL となります。

- 2) ①～③のいずれかの測定により、測定結果が基準値以下だった場合は、「災害の防止のための措置を必要としないもの」として施行規則第 6 条の 7 に基づく確認申請を行ない、北海道知事による確認を受ける。

※上記の方法以外にも都道府県が認める場合は、周辺の調査結果により確認できる場合があります。

2. 確認申請について

確認申請を行なうには以下の書類等が必要となります。

- 1) 可燃性天然ガス濃度確認申請書
- 2) 申請手数料として北海道収入証紙 8,700 円
- 3) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- 4) メタンの濃度測定の実施状況を現した写真
- 5) メタンの濃度測定の結果を証する書面の写し

〔 3)～5)の書類等については当社にて発行する測定結果報告書に記載されます。〕

※当社にて申請手続きの代行も承っております。（別途費用が必要となります。）